

令和7年度

第3回 豊明市国民健康保険運営協議会

議 事 録

令和8年2月3日（火）

午後1時45分開始

豊明市役所新館4階 第2委員会室

令和7年度 第3回豊明市国民健康保険運営協議会 議事録

令和8年2月3日（火） 午後1時45分から
豊明市役所新館4階 第2委員会室

出席者	公益代表	加藤 誠（会長） 松本 昇（副会長） 村山 富士子
	保険医・薬剤師代表	嘉戸 竜一（医師代表） 松森 正起（歯科医師代表） 大野 英里（薬剤師代表）
	被保険者代表	今井 和子 橋本 忠幸 吉川 絵巳子
	保険者代表	豊明市長 小浮 正典
	事務局	健康福祉部長 塚本 由佳 保険医療課長 近藤 有紀子 保険医療課国保担当係長 林 真奈世
傍聴者	1名	

令和7年度第3回豊明市国民健康保険運営協議会を令和8年2月3日（火）豊明市役所新館にて開催しました。議題および審議経過については、以下のとおりです。

議題

- （1）令和8年度国保事業費納付金本算定結果について
- （2）令和8年度国民健康保険税率等の改正について
- （3）その他

開始 午後1時45分

進行（課長）

本日は大変お忙しい中、また、大変お寒い中、定刻にお集まりいただき誠にありがとうございます。ただいまより令和7年度第3回豊明市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

なお、本日、運営協議会の傍聴希望の方が1名おいでです。5名までは傍聴できることになっておりますので、許可することによろしいでしょうか。

（承認）

それでは、傍聴を許可して入室いただきます。

それでは、会議の開催に先立ちまして市長よりご挨拶を申し上げます。

市長

皆さんこんにちは。

今日は、選挙期間中で期日前投票も現在行っているところです。寒さも厳しい中ですが、国民健康保険運営協議会にお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

毎年、この時期、この会では、保険税率の改定についての協議をお願いしております。保険税率の改定については、本当に毎年難しいものです。特に国保に加入の方々がどんどん減っていく中、どのようにして負担いただく額を無理がないように決めていくか。みなさまに忌憚のないご意見をいただいたうえで、3月の議会に議案として上げてまいりたいと思います。事務局も厳しいながらもなんとか工夫を凝らして提案させていただいておりますので、どうかご理解いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

進行（課長）

ありがとうございました。

本日用意しております議題に、「令和8年度国民健康保険税率等の改正について」がありますが、これに関しては市長からの諮問事項となりますので、市長より諮問書を会長へお渡しします。

（市長が諮問書を朗読し、会長へ手渡す）

（委員へ諮問書の写しを配付）

本日諮問された案件についてご協議いただき、その結果を答申書としてまとめ、答申書を市長へ提出していただくこととなります。

ここで、市長は他に公務がございますので、これにて一旦退席をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

（市長退席）

進行（課長）

本日は委員の欠席はございません。

では、これより会長に議長になっていただきまして、会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。

会長

それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、運営協議会規則第8条の規定により、議事録に署名いただく委員2名を指名させていただきます。議事録署名者には、保険医・薬剤師会代表の大野委員と被保険者代表の橋本委員に署名をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って会議を進めてまいります。

議題1 令和8年度国保事業費納付金本算定結果について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局

説明に入ります前に、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

では、令和8年度国保事業費納付金本算定結果について、説明いたします。

(資料に沿って説明)

(1) 本算定結果について

- ・令和8年度国保事業費納付金(本算定)は、約16億7,530万円。仮算定から約3,569万円増額され、令和7年度本算定額より約4,622万円の減となった。
- ・1人あたり納付金額(本算定)は178,338円。仮算定より3,799円増額され、令和7年度より3,635円の増額となった。
- ・仮算定の段階では、医療費指数 α がさらに0.2引き下げられた等の影響により、1人あたり納付金額が前年度とほぼ変わらずとなっていたが、本算定では3,635円増の状況となった。
- ・県平均1人あたり納付金額は177,502円。仮算定の段階から3,776円程度の増額、前年度比では8,412円の増額となった。豊明市は県平均より800円程度高い状況。

(2) 仮算定からの主な変更点について

◎税制改正に伴う影響について

- ・令和7年度の税制改正による総所得額の減少率が反映されている。反映値は $\Delta 1.5\%$ 。必要とされる納付金に対して、所得が下がるので、標準保険料率が高く算出される影響がある。

◎診療報酬改定の反映について

- ・年末に示された診療報酬改定率、本体部分+3.09、薬価・材料 $\Delta 0.87$ 、全体+2.22%が本算定の段階で反映された。医療費が増額となるため、納付金、標準保険料率ともに大幅に増となった。

◎子ども・子育て支援納付金分の算定について

- ・仮算定の段階では係数が示されておらず概算算定だったが、正式算定された。これにより納付金、標準保険料率ともに増となった。

◎出産育児一時金に係る一般会計からの繰入金について

- ・全世代型社会保障の構築として世代間の負担の公平がすすめられているところ。後期高齢者医療保険からの出産育児交付金による支援の影響が反映された。このことも納付金、標準保険料率の増に影響。

- ・高額療養費の見直しに関連して反映された部分はない。

(3) 納付金算定上の係数等

納付金は、歳出に対して、公費等の歳入を差し引くことによって金額が算定される。令和8年度本算定においては、仮算定段階に比べ、歳出の増額幅が大きくなったため、納付金の増額幅が大きくなり、決算剰余金が活用されることとなった。

◎令和8年度保険給付費推計等（愛知県全体）

- ・保険給付費については、仮算定より大幅増の本算定4,066億2千万円。診療報酬改定の反映による。1人あたり額も7,776円増。
- ・後期高齢者支援金は1人あたり負担見込額が増加、介護納付金は介護被保険者数の減少補正が行われた。
- ・決算剰余金の活用は25億8千万円。1人あたり2,270円の軽減が図られた。

会長

ありがとうございました。この議題に対しまして、ご意見ご質問があればお伺いします。

前は仮算定や子ども・子育て支援金制度のことを説明していただきました。今回はいよいよ本算定で、診療報酬改定や子ども・子育て支援分の影響もはっきりしてきたとのこと。よろしかったでしょうか。

(意見なし)

会長

無ければ、市長からの諮問事項でございます議題2 令和8年度国民健康保険税率等の改正について、説明をいただいて、あわせて皆さんにご意見いただきたいと思っております。

それでは、事務局説明をお願いします。

事務局

それでは、令和8年度の国民健康保険税率等の改正についての(1)子ども・子育て支援分の賦課方式についてご説明します。

(1) 子ども・子育て支援分の賦課方式

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和8年度から子ども・子育て支援分の保険税賦課を行うこととなるが、賦課方式については、子ども・子育て支援分のみで設定することが認められている。本市については、他の賦課分と同じく所得割、均等割、平等割の三方式としていくことを案としている。

(2) 課税限度額の引上げ

- ・令和7年度より現年の国基準と同額とする運用とした。令和8年度の課税限度額に

については、医療分を 66 万円から 67 万円に引き上げ、新たに加わった子ども・子育て支援分については 3 万円と設定。合計で 109 万円から 113 万円の引き上げとしている。

- ・今回、税率改定と並んで諮問事項にあげているが、これは地方税法施行令改正が毎年 3 月末であり、6 月定例会議会での 4 月 1 日遡及の条例改正として予定しているため。国は被用者保険とのバランスを考慮し、限度超過額超過世帯の割合を 1.5% に近づけるよう段階的に引き上げを行っている。負担が大きくなる中間所得者層の負担を緩和する目的。
- ・医療分引き上げによる影響としては、試算によると限度額を超過する世帯が 127 世帯から 123 世帯となり、限度額より超過である分の税額が 126 万円程減る 7,870 万円程と試算している。
- ・新たに始まる子ども・子育て支援分については、限度額を超過する世帯は全体の 1.25% となる 83 世帯、限度額超過税額は 225 万円程と試算している。

(3) 賦課税率等の引上げ

- ・令和 8 年度国保事業費納付金の確定に伴い、国保税の適正化を図るため、税率等の引上げを行いたい。
- ・税率等設定の考え方として、令和 9 年度に県の示す標準保険料率と本市の税率が同水準となるよう、現行の税率等と標準保険料率等との差から率・額を設定するという今までの考え方を継続している。
- ・今年度の賦課本算定時の被保険者データを基に今年度の税率で試算したところ、1 人あたり軽減後調定額は 125,961 円となった。同じ被保険者データで令和 8 年度標準保険料率による試算をしたところ、結果は 140,315 円となり、その差は 14,354 円となった。令和 6 年度改定時より令和 9 年度までの 4 回にわたり、できる限り保険税の改定幅を平準化し、その額を被保険者にとって大きな負担とならないよう 7,500 円程度と見込んできた。令和 8 年度改定は新たに始まる子ども子育て支援金制度による影響とプラス改定となった診療報酬改定の影響も含みつつ、その方針を維持していくもの。
- ・結果、令和 8 年度は、令和 7 年度の賦課本算定時の被保険者データでの試算で、1 人あたり調定額を令和 7 年度と比較し、7,665 円の増額、伸び率 6.09% とさせていただきたい。
- ・引上げとなる税率改定は大変心苦しいところではあるが、国県の保険料水準統一の動きが強くすすめられていく中、標準保険料率に到達することを見据え、適切な保険税設定をしていくことが必要。【資料 1】
- ・県の賦課状況調査によると、令和 6 年度の 1 人あたり調定額は高いほうから 54 市町村中 39 位。令和 7 年度は 31 位。令和 6 年度は前年度と変わらず。令和 7 年度は少し上がったものの納付金の 1 人あたり額の順位 28 位より低い。【資料 2】
- ・国保加入世帯の 68.7% は（国保上の）1 人世帯で、1-2 人世帯の割合は 91.8%。

軽減世帯の割合は46.9%(7割軽減:24.5%、5割軽減:11.1%、2割軽減:11.3%)。半数の世帯は軽減対象となり、モデルケースのように低所得世帯では税率改定の影響は小さくなく、中間所得層に負担がかかるというかたちになる。また、負担が大きくなる中間所得層への負担を軽減するために負担上限額の引上げを行っていくというもの。【資料3】

- ・本市は、従来から多人数世帯への負担を軽減するために均等割を抑えて設定してきた。今回、標準保険料率により近い設定となってきたことで、やむを得ず均等割の増加幅が大きくなったもの。

◎モデルケースによる税率改定の影響【資料3】

- ・ケース①～ケース⑤で税率改正前後の税額を具体的に比較。
 - ケース① 低所得者軽減該当・・・50歳代ひとり暮らし(介護分あり)
改定前 24,930円→改正後 26,628円 年額 1,698円、6.8%の増
 - ケース② 40～64歳夫婦(夫婦ともに介護分あり)
改定前 271,130円→改正後 292,948円 年額 21,818円、8.0%の増
 - ケース③ 65～74歳夫婦(介護分なし)
改定前 221,745円→改正後 237,653円 年額 15,908円、7.2%の増
 - ケース④ 40代夫婦と子ども2人(うち未就学児1人)
該当する被保険者世帯は少ないが、子ども・子育て支援分の18歳以下軽減の対応を確認できるもの
改定前 505,450円→改定後 545,530円 年額 40,080円、7.9%の増 等
- ・所得や世帯構成はそれぞれで、モデルケースに当てはまる人ばかりではない。
- ・世帯の人数が増えると均等割が人数分かかるので負担も増えるかたちとなる。

◎国保会計運営における国民健康保険事業費納付金の財源検討【資料4】

- ・歳入歳出総額56億円超の国民健康保険特別会計のうち約37億円は保険給付費で、平成30年の制度改正により、普通交付金として県から全額交付される。国保会計運営において、国民健康保険事業費納付金にあたる財源の検討が最も重要な事項。
- ・納付金は被保険者数の減少により、令和7年度以降、減額となってきているものの、1人あたり額は増傾向が続いている。令和8年度は診療報酬改定等と子ども・子育て支援金制度の影響により、増額幅が大きくなり県剰余金による軽減が図られている。本市においては、医療費水準の反映度の引き下げの影響も大きい。
- ・国保税率は、毎年見直ししているものの、被保険者数の減少傾向が大きく、納付金に対する十分な国保税を得るのが厳しい状況。
- ・赤字額は令和5-6年度決算において拡大し、3億円超となった。こうした国保経営の悪化は本市だけの状況ではない。その後、国保税率の見直しを重ね、令和7年度当初予算では1億3,600万円程となり、令和8年度当初予算案では8,000万円程度と見込んでいる。被保険者1人あたり8,000円程度。
- ・国保のインセンティブ補助金における赤字解消のポイント配分は年々大きくなって

おり、本市においては獲得ポイントが下がってきている。ポイントの獲得が国保経営の負担軽減にもつながる。

- ・国保と協会けんぽ・健保組合との比較。以下のとおり。

1人あたり医療費：(国保) 40.6万円、(協会けんぽ) 20.4万円、(健保組合) 18.4万円

1人あたり平均保険料：(国保) 9.1万円、(協会けんぽ) 12.5万円、(健保組合) 13.9万円

※事業主負担分を除いた額

保険料負担率：(国保) 9.5%、(協会けんぽ) 7.2%、(健保組合) 5.7%

公費負担：(国保) 給付費等の50%+保険料軽減等、(協会けんぽ) 給付費等の16.4%、(健保組合) 後期支援金負担が重い保険者等への補助

国保には多くの公費補助がすでに入っている状況。

会長

ありがとうございます。議題1・2とご説明いただきましたが何か質問はございますか。どうでしょう。

委員

なかなか難しい話ですが、確認も含めて、再度かみ砕いてご説明をお願いしたいところがあります。今年度から新しく委員になった方もいらっしゃるので、ひとつはどうしてこの会議をやっているかということ、それと、赤字解消と補助金の関係についてわかりやすくお願いしたい。

事務局

まず、赤字について、【資料4】で確認をさせていただきたいと思います。図の赤い字の合算額が各年度の赤字額です。平成30年度から国保制度が今の形となり、県下で保険料の統一をすすめていくこととなりました。その際、市国保が、赤字のある不安定経営では統一が困難ということで、赤字の解消が求められることとなりました。それを推進する一環として、国は補助金の中で、赤字があると減額、逆に赤字が解消されると増額という制度を設けています。同じ資料の図の一番右側「左記以外の歳入」にそうした補助金が該当します。赤字を解消して、ここの部分を増やすことができれば、今度は逆に税負担を軽減することにもつながります。

ですが、負担をお願いする話でもありますので、もちろん法で規定されている会議でございますが、市長が申し上げましたように様々なお立場で忌憚のない率直なご意見をいただく場としてこの会議とさせていただいております。

委員

ありがとうございます。そうですね。今の制度になってから、診療報酬改定や子ども・子育て支援金制度のようなもの、いろいろな経緯がありつつ、赤字の解消に向けて、標準保険料率を目標にやってきたわけですね。それで、ようやく来年度の税率改定の際には赤字の解消の目途が立ってきたというのが今の状況である訳ですね。

事務局

そうです。

会長

ほかにはいかがでしょうか。それでは、私からも伺います。国保加入者が減ってきているわけですが、【資料3】について、世帯数としてはどれぐらいでしょうか。

事務局

令和7年度の本算定時の世帯数になりますが、6,100世帯程です。

会長

加入者数も10,000人を切ってきて、世帯数も6,000程度になる訳ですね。国保の負担が実際に多くかかるのはどのぐらいの所得者層でしょうか。

事務局

低所得者層には低所得者軽減がありますので、実際に負担が最も多くかかるのは中間所得者層になってくると思います。

会長

ほかにはいかがでしょうか。

委員

県は保険料統一の時期について、いつを目標としているのでしょうか。

事務局

県が立てている第3期国民健康保険運営方針の中では、令和11年度に納付金ベースでの統一を図るとしています。ですが、国は加速化プランによって、統一に向けた動きをより一層強めるよう働きかけをしてきています。補助金における赤字解消関連のポイントが年々大きく配分されるようになってきているのもその一つです。国の県や市への働きかけが強くなってきています。

会長

医療関係からはいかがでしょうか。

委員

今回の税率改定後の見込みとして、この先の状況はどうなんでしょうか。かなり見込みとしてぎりぎりなものかどうか。

事務局

例えば、物価高騰等に伴う臨時的な診療報酬改定やコロナの様な特別な医療事態が発

生しないならば、令和9年度に一定程度赤字解消できると現段階では想定しています。

委員

税率改定の幅としてあまり大きなものは厳しいとは思いますが、あまり絞ったことによって、大幅な赤字に拡大して、補助金のペナルティを課せられるようなことやその後の大幅な税率改定を招いてはいけない。そのあたりのバランスや予測も踏まえてといったあたりでは、この算定が適当なのかなと思います。

会長

そのあたりは事務局がいろいろな角度から数字を追っていつてくれています。実際に経過としてもそれが表れてきていますので、今後もしっかりお願いします。

それではほかにはよろしかったでしょうか。

(意見なし)

会長

それでは、12月からもいろいろ説明していただきましたが、今日のこの議題は、市長からの諮問案件でございますので、答申という形で結果を出していくこととなります。

ご意見がなければ、諮問いただいた数字でこの協議会では決定し、答申していくこととなりますが、これで決を採らせていただいてもよろしいでしょうか。付帯事項はございますでしょうか。よろしいですか。

(委員一同同意)

会長

それでは、諮問書にあります改正案のとおりとしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(委員一同挙手)

会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。

それでは、こういった形で市長に答申させていただきますのでよろしく申し上げます。それでは、付帯事項がありましたらお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

(意見なし)

会長

それでは、答申書の準備を事務局はお願いします。委員のみなさんに写しの配布もお

願います。確認のため答申書の読み上げまでしてください。

(答申書写し配布、読み上げ)

会長

はい、それではほかの議題に移っていきたいと思います。事務局何かありますか。

事務局

それでは、答申書を会長から市長に渡していただくための準備もさせていただきながら、次の連絡とさせていただきます。

会長

はい。ありがとうございました。

さて、それでは、ご都合のつく方は市長への答申にご同席ください。

(市長着席)

事務局

それでは、これまでの協議会で話した内容で意見をまとめまして、答申書を会長から市長に渡していただきたいと思います。

会長

それでは、諮問をいただきましたので、答申をさせていただきます。

(会長が答申書を朗読し、市長へ手渡す)

(委員へ答申書の写しを配付)

市長

皆さま、ご審議ありがとうございました。

事務局

本日の協議会は以上で終了となります。

皆さま、大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

終了 午後2時51分